

令和2年4月17日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
対象地域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について、緊急事態宣言が4月16日に全国に拡大されたことを受け、国土交通省直轄の工事及び業務について、添付のとおり国土交通省から、地域発注者協議会等(地方整備局含)に通知が出されましたので、お知らせします。

概要

緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、拡大された地域の工事及び業務の対応についても、当初の対象地域で取り扱いが定められた通知に基づいた措置が求められています。

項目一覧

I. 既契約の工事及び業務

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等
2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等
3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底

II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

1. 入札等の手続について
2. ヒアリングの実施について

※ 詳しくは別紙をご確認ください。

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993